

平成26年度 東京都立田無高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

26田無高第777号

平成26年10月3日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

人間尊重の精神に基づき、生徒一人一人のよさを認め、個性や能力を最大限に伸ばす学校

- (1) たがいに人格を尊重し、思いやりと協力の精神を培う。(教育目標)
- (2) 自ら正しく判断し、勇気と責任ある行動をする。(教育目標)
- (3) 「いじめ」の定義を全教職員及び全生徒に周知し、理解させる。
 - ・「いじめ」とは、生徒に対して、心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (4) 「いじめ」は絶対に許さない。学校から、からかいや悪ふざけ、その他いじめに繋がる行為が起きない環境を構築する。

2 学校及び教職員の責務

豊かな人間性を培い、規範意識を高める

- ・保護者及び地域住民、その他関係者と連携を図る。
- ・学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

体罰やいじめ等の根絶を図り、危機管理体制を整備するとともに、組織的な学校経営により、都民に信頼される学校づくりを推進する

(1) 学校いじめ対策委員会

体罰いじめ根絶委員会

ア 設置の目的

- ・いじめの防止及び早期発見
- ・保護者及び地域住民、その他関係者と連携を図り、いじめを起こさせない。

イ 所掌事項

- 「いじめ」の定義の周知及び共通認識を図る。

- 「いじめ」の未然防止及び早期発見と解決を図る。
- 「いじめ」の未然防止及び早期発見を図るための教員研修を立案・開催する。
- 「いじめ」の未然防止及び早期発見を図るための生徒への授業及び講習等を立案・実施する。

ウ 会議

- ・年度当初及び各学期に1回の委員会を開催する。

エ 委員構成

校長 副校長 経営企画室長 教務主任 生徒指導主任 進路主任 広報主任 保健主任 各学年担当者 特別支援コーディネーター スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

- ・「いじめ」の未然防止及び早期発見と解決を図るために指導及び助言を行う。
- ・「いじめ」が確認された場合に、解決についての具体策を検討する。

イ 所掌事項

- 「いじめ」の未然防止及び早期発見と解決を図る。
- 「いじめ」の未然防止及び早期発見を図るための教員研修について指導及び助言をする。
- 「いじめ」の未然防止及び早期発見を図るための生徒への授業及び講習等を立案・実施のための指導及び助言をする。

ウ 会議

- ・年に3回の会議を開催する。

エ 委員構成

校長 副校長 経営企画室長 教務主任 生徒指導主任 進路主任 広報主任
地域代表 有識者 近隣学校長 近隣中学校長 同窓会副会長 PTA会長

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア、全教員に対して、「いじめ」に関する正しい定義、近年のいじめ事情、いじめ問題が生じた場合の対処の仕方などについての研修会を開く。

イ、1、2学年の生徒に対する「いじめ」に関する授業（HR活動を利用して）を行う。（年に三回）

(2) 早期発見のための取組

- ア 全生徒を対象にアンケートを実施する。(HRにて)
- イ アンケートの結果を受けて気になる事項に関する聞き取りを行う。
(担任、生徒指導部など)
- ウ カウンセラーによる一学年生徒の全員面接
- エ 定期的な個人面談(各学年実施)
- オ 保健部のケース会議にて気になる生徒の吸い上げ→情報の共有化

(3) 早期対応のための取組

- ア 把握した情報に基づく対応方針(学年、生徒部を中心に準備)
- イ 被害の生徒の安全確保とケアの具体的方策
 - ① SCとの面接等で心の傷へ対応する。
 - ② 学校生活の改善整備
- ウ 加害の生徒に対する指導等の具体的方策
 - ① 問題点の明確化(加害生徒の問題行動の改善に向けて)
 - ② いじめ行動の背景にある心的問題へのケア(SCとの面接等)

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の保護に関する具体的方策
 - ① これまでの被害(不安や苦痛等の状態、いじめ行為の状況)などの聞き取り
 - ② 不安や恐怖を軽減するための具体策を講じる。(学年、生徒部中心)
 - ③ 全体へ情報の共有化
- イ 加害生徒への働きかけの具体的方策
 - ① 加害生徒自身の問題点を明確化
 - ② 被害生徒との関係の改善、言動の改善、生活の改善
 - ③ SCとの定期的な面接で背景にある心的問題へのケア
(家庭面、学校生活面、学習面、対人関係面など)

5 教職員研修計画

- (1) 二学期…いじめの定義、いじめの諸問題
近年のいじめ対策

(2) 三学期…いじめへの対応、未然防止としてのHRの在り方

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校便りや保護者会等で、学校の体制について説明

(2) 被害の生徒、加害の生徒の保護者に対する説明、ケアの具体方策

(ア)担任、学年による説明、改善に向けての協力

(イ)SCによる教育相談

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 警察、児童相談所との日常的な連携の在り方

(ア)問題事例に関するアドバイス

(2) 心身に危害を及ぼしている可能性がある場合の警察への通報の在り方

(ア)通報すべき具体的な事例を事前に確認しておく。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価委員会で調査及び検証を行い、学校運営連絡協議会で改善に対する指導・助言を受ける。